

兵庫県公報

平成27年10月13日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
○ 県民緑税条例の一部を改正する条例（同）	2
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（市町振興課）	3
○ 番号利用法及び番号利用法整備法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（同）	7
○ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（介護保険課）	11
○ 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（企業庁水道課）	13

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第36号）

ひょうご経済・雇用活性化プランに基づき、将来を見据えた革新的な施策を推進するため、中小法人等に配慮した上で、法人事業税の税率の特例措置の実施期間を5年間延長することとした。

●県民緑税条例の一部を改正する条例（条例第37号）

平成26年8月の豪雨災害における斜面の崩壊、流木の発生等新たな課題に対応しつつ、災害に強い森づくりや都市の緑化を一層推進することを目的として、県民緑税（県民税の均等割の税率の特例をいう。）の実施期間を5年間延長することとした。

●個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（条例第38号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定により、条例で定める事務の処理に関して個人番号（住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。）を利用することができることとされること、条例で定めるところにより同一の地方公共団体の他の機関に特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を提供することができることとされること等に伴い、これらの事項を定めることとした。

●番号利用法及び番号利用法整備法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第39号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、次の関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例
- 2 個人情報の保護に関する条例
- 3 兵庫県税条例
- 4 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例
- 5 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例
- 6 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例
- 7 過疎地域における県税の課税免除に関する条例
- 8 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 9 兵庫県本人確認情報保護審議会条例
- 10 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例
- 11 電子証明書発行手数料及び失効情報等提供手数料に関する条例

●法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

介護保険法に基づく通所介護のサービスを提供する事業所等の適正な運営を図るため、次に掲げる事業又は施設の基準等について、所要の整備を行うこととした。

- 1 基準該当居宅サービス及び指定居宅サービスの事業の基準
- 2 基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の基準

3 指定介護老人福祉施設の基準

4 介護老人保健施設の基準

●兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第41号）

平成28年度から平成31年度までの料金算定期間の収支の見込みに基づき、兵庫県水道用水供給事業の給水料金のうち、基本料金を改定することとした。

条 例

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第36号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第38条中「平成13年3月12日から平成28年3月11日までの間」を「平成33年3月11日まで」に、「同期間内」を「同日まで」に、「100分の0.72」を「100分の0.96」に、「100分の0.756」を「100分の1.008」に、「100分の0.3」を「100分の0.4」に、「100分の0.315」を「100分の0.42」に、「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の3.255」を「100分の2.625」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の4.83」を「100分の3.885」に、「100分の6」を「100分の4.8」に、「100分の6.3」を「100分の5.04」に改める。

附則第39条第1項中「4億円」を「5億6,000万円」に改め、同条第2項中「5,000万円」を「7,000万円」に改め、同条第4項及び第5項中「4億円」を「5億6,000万円」に、「5,000万円」を「7,000万円」に改める。

附則第44条第2項中「、「100分の3.1」を「、「100分の2.5」に、「100分の1.6」を「100分の0.9」に、「100分の3.255」を「100分の2.625」に、「100分の1.755」を「100分の1.025」に、「、「100分の4.6」を「、「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の4.83」を「100分の3.885」に、「100分の2.53」を「100分の1.585」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に、「100分の6.3」とあるのは「100分の3.4」を「100分の5.04」とあるのは「100分の2.14」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第39条の改正規定 平成28年3月12日

(2) 附則第38条の改正規定（「平成13年3月12日から平成28年3月11日までの間」を「平成33年3月11日まで」に、「同期間内」を「同日まで」に改める部分を除く。）及び附則第44条第2項の改正規定 平成28年4月1日

（経過措置）

2 前項本文の規定による改正後の兵庫県税条例附則第38条及び同項第1号に掲げる規定による改正後の同条例附則第39条の規定は、平成28年3月12日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例附則第38条及び第44条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。



県民緑税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第37号

県民緑税条例の一部を改正する条例

県民緑税条例（平成17年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年度」を「平成32年度」に改める。

第3条第1項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第38号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する個人番号の利用、同条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供等に関して必要な事項を定めるものとする。

（個人番号等の利用）

第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を使用して当該執行機関以外の同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者（以下「個人番号利用事務実施者」という。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（特定個人情報の提供）

第3条 法第19条第9号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、同表の第3欄に掲げる執行機関は、当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、同表の第1欄に掲げる執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（書面の提出義務の免除）

第4条 第2条第2項本文の規定により特定個人情報を利用し、又は前条本文の規定によりその提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（補則）

第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事務
1 知事	(1) 雇用対策法(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する事務(以下「職業転換給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
	(2) 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)による公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の管理に関する事務(以下「県営住宅管理事

	務」という。) であって規則で定めるもの
	(3) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による掛金の納付又は年金、弔慰金若しくは脱退等一時金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立支援金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの
	(5) 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程又は各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童又は生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。（7）において同じ。）に対する授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務」という。）であって規則で定めるもの
	(6) 就学支援金法第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務（以下「高等学校等支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
	(7) 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給に関する事務（以下「高等学校等奨学金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
	(8) 20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務（以下「高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
	(9) 法別表第2の第2欄に掲げる事務
2 教育委員会	(1) 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）による授業料、入学考査料、入学料及び受講料の免除に関する事務（以下「県立学校授業料等免除事務」という。）であって規則で定めるもの
	(2) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの
	(3) 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあつては、その者の就学に要する経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) 高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの
	(5) 法別表第2の第2欄に掲げる事務

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 職業転換給付金支給事務であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

(2) 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例による県営住宅（同条例による公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。）の家賃の減免に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(3) 県営住宅管理事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
(4) 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(5) 私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務であって規則で定める	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金法による就学支援金の支給に関

	もの	する情報(以下「就学支援金関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	(6) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(7) 高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(8) 高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	(9) 法別表第2の第2欄に掲げる事務(法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(10) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
2 教育委員会	(1) 県立学校授業料等免除事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3 (第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 知事	(1) 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
	(2) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
2 教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

(2) 県立学校授業料等免除事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
(3) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
(4) 高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(5) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	知事	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報



番号利用法及び番号利用法整備法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第39号

番号利用法及び番号利用法整備法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

第1条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第3条中「第30条の7第4項第2号」を「第30条の13第1項」に改める。

第4条中「第30条の7第4項第2号」を「第30条の13第1項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「同条第3項」を「法第30条の8」に改める。

第5条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第6条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に改める。

第7条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第8条第2項中「第30条の29第1項」を「第30条の24第1項」に改め、同条第3項中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第9条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「当該本人確認情報」を「当該都道府県知事保存本人確認情報」に、「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第2条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条中「第30条の15第2項」を「第30条の15第2項第2号」に改める。

別表第2の10の9を次のように改める。

10の9 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。）による事務であって次に掲げるもの

- (1) 県営住宅条例第2条第1号に規定する県営住宅の家賃、県営住宅条例第18条第1項第1号若しくは第2号の敷金、県営住宅条例第33条第1項の共益費又は県営住宅条例第47条第3項若しくは第4項の徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 県営住宅条例第1条の県営住宅（県営住宅条例第2条第2号イに規定する県営住宅に限る。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

29 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立支援金の支給、保護に

要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

30 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程又は各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童又は生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。32において同じ。）に対する授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

31 就学支援金法第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務（以下「高等学校等支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

32 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給に関する事務（以下「高等学校等奨学金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

33 20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3の1の項事務の欄中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）による同条例第11条の授業料、入学料、入学料及び受講料の免除に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3の1の項事務の欄に次のように加える。

(6) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの

(7) 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあっては、その者の就学に要する経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

(8) 高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの

（個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第3条 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第6条第3項第5号中「次条ただし書」を「次条第2項本文」に改める。

第7条中「は、個人情報」の右に「（特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の3項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報の収集の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報の収集の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供するとき。

(5) 審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

第9条中「、個人情報」の右に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第4条 個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成25年法律第27号」の右に「。以下「番号利用法」という。」を加える。

第14条に次の1項を加える。

3 本人の委任による代理人は、本人に代わって特定個人情報に係る保有個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）の開示請求をすることができる。

第15条第2項中「あつては、」を「あつては」に改め、「法定代理人であること」の右に「、同条第3項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人であること」を加える。

第16条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人が」の右に「、又は同条第3項の規定により本人の委任による代理人がそれぞれ」を加える。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 本人の委任による代理人は、本人に代わって保有特定個人情報の訂正請求をすることができる。

第29条第2項中「あつては、」を「あつては」に改め、「法定代理人であること」の右に「、同条第3項の規定による訂正請求にあつては訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人であること」を加える。

第36条第1項中「とする保有個人情報」の右に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第1号中「第7条」を「第7条第1項又は第2項」に改め、同項第2号中「第7条」を「第7条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、「（以下「利用停止請求」という。）」を削り、同条第3項中「利用停止請求」を「第1項本文の規定による利用停止の請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第28条第1項各号に掲げるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 番号利用法第20条若しくはこの条例第6条各項の規定に違反して収集されているとき、第7条第3項若しくは第4項の規定に違反して利用されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号利用法第19条又はこの条例第8条の規定に違反して提供されているとき。 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項本文の規定による利用停止の請求をすることができる。

3 第1項本文の規定による利用停止の請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第37条第1項中「利用停止請求は」を「第36条第1項本文及び前条第1項本文の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第36条第2項」に、「利用停止請求にあつては、利用停止請求」を「利用停止の請求にあつては当該利用停止の請求」に改め、「法定代理人であること」の右に「、前条第2項の規定による利用停止の請求にあつては当該利用停止の請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること」を加える。

第5条 個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等の記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第7条第4項本文中「、特定個人情報」の右に「（情報提供等の記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第23条第1項及び第34条第1項中「保有個人情報」の右に「（情報提供等の記録を除く。）」を加える。

第35条中「提供先」の右に「（当該保有個人情報が情報提供等の記録である場合にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等の記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第36条の2第1項中「限る」を「限り、情報提供等の記録を除く」に改める。

（兵庫県税条例の一部改正）

第6条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項第1号中「住所及び氏名又は所在地及び名称」を「氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下同じ。）又は名称、所在地及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地。以下同じ。））」に改める。

第31条第2項第1号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号」に改める。

第32条の9第1項第1号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第44条第2項第1号中「住所及び氏名」を「氏名、住所及び個人番号」に改める。

第46条第9項第1号、第48条の2第4項第1号、第53条第1項第1号、第56条第5項第1号及び第57条第2項第1号中「又は名称及び住所又は所在地」を「、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号」に改める。

第59条の2第2項第1号、第4項第1号及び第8項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第59条の3第2項第1号、第4項第1号及び第8項第1号中「又は名称及び住所又は所在地」を「、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号」に改める。

第59条の4第2項第1号中「住所及び氏名又は所在地及び名称」を「氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号」に改め、同条第4項第1号中「又は名称及び住所又は所在地」を「、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号」に改め、同条第8項第1号中「住所及び氏名又は所在地及び名称」を「氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号」に改める。

第59条の5第2項第1号、第4項第1号及び第8項第1号、第59条の6第2項第1号、第4項第1号及び第8項第1号並びに第59条の7第2項第1号、第4項第1号及び第8項第1号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第64条第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第2項第1号、第98条第2項第1号、第4項第1号及び第8項第1号、第99条第3項第1号、第111条第2項第1号ア、第2号ア及び第3号ア、第113条の16第2項第1号、第135条第1号並びに第139条第2項第1号中「住所及び氏名又は所在地及び名称」を「氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号」に改める。

第156条第2項第1号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号」に改める。

附則第17条の2第2項第1号、第4項第1号及び第8項第1号中「又は名称及び住所又は所在地」を「、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号」に改める。

（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例及び農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

- (1) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和38年兵庫県条例第106号）
- (2) 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和47年兵庫県条例第43号）

（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の一部改正）

第8条 次に掲げる条例の規定中「又は名称及び住所又は所在地」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）又は名称、所在地及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

- (1) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例第5条第1号
- (2) 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例第5条第2項第1号
- (3) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成5年兵庫県条例第6号）第6条第2項第1号
- (4) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成12年兵庫県条例第43号）第6条第2項第1号

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第9条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表45の部を次のように改める。

45 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務

事務	市町
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく事務のうち、同法又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）の規定により知事に提出される書類の受理又はその書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務であって別に規則で定めるもの	各町

本則の表64の部の次に次のように加える。

64の2 国民年金法等の一部を改正する法律に基づく事務

事務	市町
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務のうち、同法の規定により知事に提出される書類の受理又はその書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務であって別に規則で定めるもの	各町

本則の表83の2の部を削る。

（兵庫県本人確認情報保護審議会条例の一部改正）

第10条 兵庫県本人確認情報保護審議会条例（平成14年兵庫県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の9第3項」を「第30条の40第3項」に改める。

（国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例及び電子証明書発行手数料及び失効情報等提供手数料に関する条例の廃止）

第11条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例（平成14年兵庫県条例第28号）
- (2) 電子証明書発行手数料及び失効情報等提供手数料に関する条例（平成15年兵庫県条例第67号）

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第10条及び第11条第1号の規定は公布の日から、第5条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。



法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第40号

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例

第17条第1項中「第8項」を「第13項」に改め、同条に次の5項を加える。

9 次に掲げる事業を行う者は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない。

- (1) 省令第92条に規定する指定通所介護又は省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護の事業
- (2) 省令第110条に規定する指定通所リハビリテーションの事業
- (3) 省令第120条に規定する指定短期入所生活介護又は省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介

護の事業

- (4) 省令第141条に規定する指定短期入所療養介護の事業
- (5) 省令第174条に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業
- 10 前項各号に掲げる事業を行う者は、利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨（通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。以下同じ。）を、利用者に提供し、又は使用させてはならない。
- 11 第9項第1号から第4号までに掲げる事業を行う者は、省令第16条に規定する居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容（当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容）を超えた不要なサービスを提供してはならない。
- 12 第9項各号に掲げる事業を行う者は、当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）を連想させるものとしてはならない。
- 13 第9項各号に掲げる事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 第18条第1項中「第8項」を「第13項」に改め、同条に次の5項を加える。
- 9 次に掲げる事業を行う者は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない。
- (1) 省令第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業
- (2) 省令第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護又は省令第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業
- (3) 省令第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業
- (4) 省令第230条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- (5) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護の事業
- 10 前項各号に掲げる事業を行う者は、利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、利用者に提供し、又は使用させてはならない。
- 11 第9項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業を行う者は、省令第49条の10に規定する介護予防サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容（当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容）を超えた不要なサービスを提供してはならない。
- 12 第9項各号に掲げる事業を行う者は、当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 13 第9項各号に掲げる事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 第21条第1項中「第7項」を「第11項」に改め、同条第2項中「、入所者又は入居者」の右に「（以下この条において「入所者等」という。）」を加え、「常に入所者又は入居者」を「常に入所者等」に改め、同条第7項中「入所者又は入居者」を「入所者等」に改め、同条に次の4項を加える。
- 8 指定介護老人福祉施設は、機能訓練その他必要なサービスとして、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、入所者等に提供してはならない。
- 9 指定介護老人福祉施設は、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入所者等に提供し、又は使用させてはならない。
- 10 指定介護老人福祉施設は、その外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 11 指定介護老人福祉施設の名称及び指定介護老人福祉施設についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 第22条第1項中「第7項」を「第11項」に改め、同条第2項中「、入所者又は入居者」の右に「（以下この条において「入所者等」という。）」を加え、「常に入所者又は入居者」を「常に入所者等」に改め、同条第7項中「入所者又は入居者」を「入所者等」に改め、同条に次の4項を加える。

- 8 介護老人保健施設は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、入所者等に提供してはならない。
- 9 介護老人保健施設は、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入所者等に提供し、又は使用させてはならない。
- 10 介護老人保健施設は、その外観若しくは内装、施設、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 11 介護老人保健施設の名称及び介護老人保健施設についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(認定子ども園の認可等に関する条例及び認定子ども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 次に掲げる条例の規定中「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例」を「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」に改める。
 - (1) 認定子ども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)第3条第1項
 - (2) 認定子ども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年兵庫県条例第36号)附則第2項

~~~~~

兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第41号

## 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

兵庫県水道用水供給条例(昭和54年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。  
第5条第1号中「3,600円」を「3,400円」に、「17,300円」を「16,100円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。